

中世史料 — 『字志楽 阿良須神社』 文書

井上 金次郎

茲に掲出しようとする史料は昨秋「勤労感謝の日」に尋知新谷先生の御餐導によつて(旧)加佐郡志楽村(現舞鶴市東地区志楽小字小倉)鎮座、俗称「宮神社」、通称阿良須神社の神庫開扉を知りその秘巻と称されるものを拜見したものの紹介である。

もともと此神社は昭和九年当時村社であったのを拜殿新築四千円廻廊新築千二百円等七千余円を以て社殿を整備郷社へ昇格した所謂古社の一であるが、その昇格の際の調査にもこれだけ貴重な古文献を持ちながら全然これ等を発表せず、当時の地方紙も資料文書皆無と伝え、唯当地方の地誌、郡誌等に記載されたものを転載したに過ぎなかつた。

小生もその頃「郷社阿良須神社論」の小稿を物して約十日余り之を地方紙「新舞鶴時報」に掲載したものであるが、これも唯地誌類、神祇史料類を参考として古社であることを推断し地方名社の一であることを論証することに

どまつた次第である。

それに青天の霹靂といつか、偶然の機会から小生がかねてから探し求めてやまなかつた中世文書が当社に十数通も襲蔵されている事を目撃して実に狂喜した事であつた。

当時これ等の新資料を教唆い貴重な文化財として当社の関係者の方々に認識して頂いてこれを公開し以て斯界に寄与して戴くか等腐心し口説いた事であつたが、四、五の人を除いて理解して頂く事が出来ずそのまゝ秘庫に死蔵され徒らに眠り続けさせている事は実に遺憾の極みと云わねばならない。

これを今この誌上に紹介することはあの当時の開扉の情景、雰囲気等から推察して、参集されていた十二、三名の各部落の氏子総代の方々は別として、「鍵預り」と称して小生の前に恐る恐る巻子を扱げられた二、三の老人方に対して一寸背信めいたものを感じはするが

何時までもこれを秘めて置く事はかえつて姑息であると思われるので敢てこれ等を茲に公開する訳である。

公開して戴けないのなら、これ等の史料を是非共撮影しそのネガをもつて後日の研究に供したいと思つたがこれ等も意に任せず、委員にも公表することを拒否され、素見のまゝ直に又元通り神庫に納められた事はかえすがえすも残念な事であつた。

当時志楽小学校校長長坪内氏外二、三の先生方も御立会いされたので、その場の空気は充分御承知の事と思つたが、文化財保護の立場と地方史の闡明という時点に立つて一寸公憤に似た感懐を持つたのはあながち私一人ではなかつたと思つた。

その後、幸い新谷先生の御好意で当社の現宮司森本氏所蔵の一本「大正天皇御即位紀念正一位一ノ宮神社誌」全一卷を借覽しこの書中に後述の古文書の大半が書写されているのを発見し、この秘巻が一部既に大正四年発表刑行され、氏子各戸に頒布されているのを知つて小生も気楽にこれの緘口のな気分を徹去しこれを転述するを得る次第である。

× × ×

宛行

再後国志楽庄ノ内河部村恒永名之事

合在家九分ノ巻者 桑富坪付別紙ニアリ

右名者平爲等意坊跡ニ而嫡子法里重大相傳之名也雖然、法里依爲逐電公領之條勿論也但安田文次郎權爲親類而堅望申聞彼宛行文次郎者也

右限御年貢御公事等者無懈怠任先例可勤者也此上八永代管領不可有相違仍宛状如件 応永十一年十一月十五日

政女 (花押) 政所 白屋 信宗 (花押)

宛行

春日部村大森宮毎月晦日講田事

右田者自往古爲秋迦講田之上者專光坊令領知毎月晦日講無退轉可被勤仕者也向後更不可有相違但於彼田者或令讓與干他所之仁或不可有私領之号任先例令勤行可被知行仍所宛行之状如件

觀応元年三月廿三日 政所 堯基 (花押)

讓渡春日部村大森宮講田事

合一段

右彼田者毎月晦日講に無懈怠致勤行可令領知者也公方之御宛状相副小納言殿讓與致候矣正也仍爲後日讓状如件

永永三年十二月十五日 壺澄 (花押)

再後国加佐郡志楽庄春日部村 大森社晦日講田事

合巻段者

右件之田地者爲自先師專光坊相傳之領知小納言律師盛帝当知行干令所無相違也仍任讓與之支證向後更無他之妨全知行殊抽懸念致可被修勤行者也但於此下地者讓他所之仁努不可有私領之儀之状如件

永永二年乙未十一月廿日 政所 宣秀 (花押)

志楽庄春日部村大森晦日田事

合巻段石代者 (在所大坪文書教四通) 右件田者自先師相傳領地也然を金剛院大門坊領に付渡者也然間天下泰平并地下公方之御祈禱毎月晦日に無懈怠勤行致永代可有知行者也仍爲後日讓状如件

永享二年卯月十六日

權律師盛帝 (花押)

春日部村一宮夏田米の事

当年の事は彼田をよそへうり候間二石米を座衆としてとりたてたされ可申候彼田おつり候によりてかの田の請状申候仍爲後日請求如件 寛正七年二月廿九日

祝 (花押) 上兵衛 (花押) 小兵衛 (花押)

志楽村庄春日部村一宮夏田の事

合石代一段は、末の下 右彼田者当年はよそへうり申候間二石の米お座衆としてとりたてたされ可申候年より彼の田を夏増方へわたし可申候その時一言子細申ましく候仍彼日さた状如斯 寛正七年二月廿九日

上兵衛 (花押) 小倉兵衛 (花押) 祝 (花押)

再後国志楽庄一宮祝職造管田事雖令相續垣内權守及大破條太不可然所○教通證状補任旨早

改替被職年次第可被申付之於修理田者代官并別当座衆相共致○可被專造宮至權守所持支證者悉以致○破○此條可被存知狀如件

寛正二 四月廿五日

家有

河島主計充殿

志楽庄一宮祝職事垣内權守致訴訟之間與當祝於上便之前致対決之処當祝并座中帶教通之證狀之間被支證等明鏡上者任其旨上使被出折紙○當祝并座衆爲理運之間盡未來際垣内權守令停止違乱如此之上者於向後垣内權守有及競望事者被罪科者也 然者任京都御成敗之旨於修理田等者代官別當并座衆致談合可專修造并神祭等者也萬一背此旨有不法懈怠之○者改替祝職次々年老に可充行之者也○下知狀如件

寛正四 七月廿三日

政所 河嶋主計安秀(花押)

別當并祝座衆中

志楽庄一宮之祝職事

召合致○明○座衆方に申趣并支證○鏡上者理運不能左右候間向後可守○證文旨堅可被加成敗候恐謹

寛正四 七月廿三日

政所

頭

定志楽庄一宮置文事

禰宜事者お座衆之内爲一老所持並祝之事爲二老可持然者神恩に八斗代一段宛可取者也大般若講并九日仕立等事禰宜祝爲兩人打○に可動者也御供打時風情事禰宜祝講長爲兩人可取者也毎月籠事於神前無退轉通夜事神田所當米事講師坊禰宜祝座衆面三方奇召算用し相殘分は御宮の造営ありたし如此定置上者禰宜座衆聊違乱あるべからず背此旨輩者爲座衆も成敗あるべし仍而御宮置文狀如件

文安六年二月十一日

政所 曾根兵衛助

志楽庄一宮神田さん用帳事

合長録三年か地子免除定拾七石一斗三升八合内

米下行六石三斗九升内

二斗五升 てうさんまいとの上ふきの時人

夫食

一斗 同時さけ代

三斗 同時飯米

一斗 馬大豆

二斗 一宮中門上ふき大工人夫飯

六升 同御れうやく時大飯

二石九斗 二月五日大般若一人志やう

一斗 同六日座衆朝食

七升 二月一日若宮御供もち共

六升 同時座衆朝食

五升 若宮寸かさかく人夫食

三斗五升 三月三日御供酒米

一斗 四月三日御供

三斗五升 五月五日御供酒共

三斗五升 六月十五日御供酒共

五斗 大工人夫食一宮若宮のしたて時

三斗五升 七月七日御供酒共

以上 六石三斗九升

錢方下行分

九石五升和市一斗宛中和市

上錢

九貫五十文内

一貫文 てうさんまいとのふきく札代

百五十文 同おそへの竹代

百文 魚代やふさめの時

二百文 やふさめいての禮錢

一貫六百文 一宮中門上ふきく札代

三百文 同くきの代

五百文 同大工作料

(御れうやく札代)

五百文 御れうやく札代上ふき作料

百文 同くきの代

百五十文 てうさんつまと作料

一貫二百文 大般若ふせ二月五日

百文 くせまいく方へ

五十文 同座衆朝食うをの代

百文 上安賀己ん御むけ立のまい

くりに遣

賣渡申志楽庄春日部二宮被岸田の事

合捌斗代二段者

被田地者君尾智妙院重大相傳之下地依有由緒小倉新谷左衛門讓渡被入證明鏡無其毎月晦日於二宮勤行無懈怠亦二月彼岸讓無其懈怠取行申者也然其外座衆談合仕限永代代物五貫文金剛院民部へ賣渡申処実正明鏡也此文言之上者座衆又私於子、孫、違乱申者出来者地下公方其外宮座衆堅取行御罪科可申者也仍爲後日之文證文賣券之狀如件

文明七年乙未十二月十三日

賣主 小倉新谷左衛門(花押)

時之祝 安井之下左衛門(花押)

下知

丹後国加佐郡志楽庄春日部村小倉若宮法

衆田事

合半着大森宮寄進田八反之内在之

右件之水田者爲先師相傳之地金剛院住侶小納言師盛帝当知行干今無其煩之処以結衆等私曲之計成違乱耻辱自由狼籍之至太以不可然仍任理運之旨重致成敗之間雖屬無爲就時々□々依可爲錯乱之基加此一言所詮於向後者無他之妨今知行於抽股勲鄭重之懇誠捧扱上甚深之法味奉信鎮守靈舎之威光可令祈天下泰平方人快楽殊着村中安穩各願成辦給者也議與他所之仁言以不可私領号雖然此仁就公私不儀之事出来之時着爲公方之計即疾所被改替也仍爲後代龜鏡下知狀如件

応永二年乙未十一月廿日

政所 宜秀(花押)

西大寺領丹後国志楽庄之内春日部村事

爲光明真言料所せず千他之間役夫公米已下諸公事并守護伏入部等永停止之任先例之旨不除公文各等全一圖所務可被祈天下安全之狀如件

応永四年

右御所 御判

西大寺光明真言料所丹後国志楽庄春日部村諸

公事守護役等事所免許之狀如件

応永五年十月三日

右御所 御判

志楽庄春日部村一宮夏田之事

合老段但石代也 在所一宮馬場下也

右田者毎年一夏之間日參勤行轉讀般若等可有之殊者爲公方之御祈禱庄内安全諸人快楽也故爲明王院役勤行無懈怠着於彼下地永代知行不有相違者也仍充狀如件

寛正三年三月十五日

代官河嶋主計充安秀(花押)

丹後国加佐郡志楽庄春日部村

一宮御供田の事

合五段者 在所曾保谷境杉か谷

水田者爲日々御饌料奉寄進可令祈天下泰平方人快楽庄内安穩也向後不可有相違但於被田者或令議與干他所の仁不可有私領号故無懈怠可令勤行仍充行之狀如件

観応元年六月三日

政所 堯基(花押)